

小城市行政改革推進委員会が開催されました

7月29（月）に平成27年度小城市行政改革推進委員会が小城市役所西館大会議室で開催されました。今回の委員会では第2次小城市改革プランにおける平成26年度の取組状況、改革プラン以外の取り組み及び平成26年度の財政状況ということで、普通会計における決算状況等について、また第3次改革プランについて事務局より報告後、質疑応答が行われました。

《議事》

(1) 第2次改革プラン状況報告について

- ・第2次改革プラン（平成26年度）の取り組み状況及び5カ年の総括
- ・改革プラン以外の取り組み状況（平成26年度）
- ・平成26年度普通会計決算状況

(2) 第3次改革プランについて

詳細については以下のとおりです。

● 第2次改革プラン（平成26年度）の取組状況及び5カ年の総括（事務局より）

（質疑）

会長：それでは早速ご意見を頂戴したいと思いますが、最初に私の方から一つ、資料の実施した項目に青字、赤字、黒字で区別してありまして、青字と赤字は表題のところに書いてございますが、黒字で書いてあるのは3次に引継ぐやつと引き継がないのが混在しているようです。そのあたりが例えば、取り組みとして一定のレベルにいつているから続けてやるけれどもプランとしてまではあげていないとか、区別があるかと思うのですけれども、3次にあがっているものないものなど黒字について考え方を整理されておられたらお願いいたします。

例えば、2次プラン34番ですか、公募なさって募集したけど、なかなかうまくいかなかったよと、ということで3次も引き継ぎますということかなと思います。34は確か3次継続ということになっていたかと思います。それ以外、例えば47番48番、このあたりは非常に重要な事かなと思っているのですが、3次の方にはあがってきておりません。これは当然に強化するということになって、これからも継続してやっていくよということかなと理解したのですけれども、資料の作り方として黒字が2つのパターンに分かれるのかなと思ったのもですから、そこの確認でございます。

企画政策課副課長：2次の方であげたプランについて3次で引継ぐ・引き継がないかというのは、市民生活に一番影響のあるものは引き継いでいくとなっておりますが、2次にあげて継続性が必要だと思われるも事務事業レベルまで落ち着いた場合は、3次のプランには引継いでおりません。ただ未実施あるいは未着手、未実施は着手してはいますが事業にお

いて、その成果が上がっていないとか市民生活に影響があるというものに関してはプランにあげるようにしております。3次の分については後で説明をさせていただきますけれども、この2次のプランにあがっていないくて市民生活に影響が大きいもの、あるいは2次プランから、もう少しテコ入れをして頑張っって進めていかななくてはならないもの。そういうものをあげさせていただきます。ですので、いま説明しました中のご指摘の31番ですね、議会改革検討は次に引継いでおりますが、47、48番につきましては2次にあげておりましたが、事務的な手続きとして、継続はしますがプランにはあげずにやっていくという整理をしております。

会長：はい。ありがとうございます。ここで終わりということではなくて事務的な部分は当然にやることということで整理されているということですね。

それでは委員の方からお気づきの点などお願いしたいと思います。

A委員：質問ではないですけど、前提として概要、総括ですね。総括にあげられている項目の意味。これはかなり取捨選択されてありますよね。

継続するものも継続しないものも入っているし、なぜここにピックアップされているのかということ、まず教えていただきたい。

企画政策課主査：これは、改革プラン大綱の中で具体的な方策が項目ごとに分れております。その項目の中から主だったもの、特に優先度高と、全体的にできたものとはできなかったものについてあげ、できなかったものについては3次へ引き継ぐ、引き継がないなど全体的なものが解る感じで項目の方を選んでおります。

A委員：ということは引き継ぐもの、引き継がないものは網羅されていると思ってよろしいでしょうか。

政策調整係主査：いいえ、引き継ぐもの、引き継がないもの全てが、総括にあげられているわけではありません。

A委員：要するに先程の会長さんの質問と同じで、黒字と青字と赤字のポリシーが、なぜ総括であげられているのかよく解らなかったので質問しました。検討して欲しい項目があがっているということでしょうかね。

政策調整係主査：項目については主だったものという形で、こちらで考えたものをあげております。

A委員：はい。ありがとうございます。

会長：ちょっと解説させていただきます。実は先日、前打合せとしまして内容をお聞きした時に、第2次小城市改革プランとしてこの厚い方の資料だけありましたので、2次ということで5年間の総括的なものがあつた方が良いのではとお話をさせていただきました。それを受けて作っていただいたものが今日お配りしている資料（総括）の1ページ目、2ページ目です。また、主だったものにつきまして、説明をお願いしたいと、ご準備いただいたものが今日ご説明いただいた資料です。

B委員：はい。内容についてですが、事業ナンバーのとなりの『高』という表示があるの

ですが、これは何を意味するのでしょうか。

政策調整係主査：事業ナンバーのとなりの優先度『高』という表示は、第2次改革プランを作成した際に『小城市としてどれを優先度が高いと考えているのか』と委員さんの方からお話がありまして、いま優先度『高』をつけている項目が優先度的に高いという判断をしているものです。

B委員：はい。わかりました。それと、事業ナンバー67番『水道事業』は青字で未実施のまま終了する項目となっておりますけれども、その辺の理由を聞かせて頂ければと思います。

水道課長：水道事業の統合ですが、以前から佐賀西部広域水道企業団とその構成団体によりまして事業統合が出来ないかということで検討を行ってきたところです。平成27年の2月にそのための基本計画というものが策定をされました。その内容により検討をしたところ、一つ目の理由として施設が統合されていくことによる、水質の問題。二つ目が、その計画の中で料金設定がされるわけですが、小城の水道料金との価格差が大きく、利用者の方の負担が大きくなるということでメリット・デメリットを検討しまして、次のステップであります協議会の方には参加しないということで決定したところです。以上です。

市長：私の方で補足します。小城市は二つの水道から水を供給しています。小城町と三日月の一部が小城市水道、三日月と牛津と芦刈が西佐賀水道から水を取っています。ですから、二つのほうから水をとり方法で小城市は水を供給している小城市水道と西佐賀水道は水道料金の体系が違います。いま約1.6倍の価格差があります。そういう状況の中、もう一つ佐賀西部広域水道といって佐賀から西側の西佐賀水道も小城市水道も嬉野まで水を供給されています。その佐賀西部というメーカーさんが、全部統合しましょうかという話、計画になっています。その計画の中で西佐賀水道エリアだったら統合によって浄水場が必要無くなりますから、将来的な耐震補強とかで、メリットがあるので、西佐賀水道は統合に参加しようという意思表示をしています。ただ小城市水道になると今度は料金が上がってきます。現在は安いので。また将来的に大きな改修は必要ないため小城市水道事業については、統合のメリットが無いということになります。料金は上がるし、水も今は小城市の地下水や伏流水から取っていますが、統合すると全部嘉瀬川の水の統一した水に代わってきますので、小城市水道は統合してもメリットがないということで参加をしないということを決めました。ですから3次には引継ぎません。

ただ小城市水道と西佐賀水道と同じ小城市の中での料金格差が残っています。それについては、ある程度統一できるような努力をしようという状況です。以上です。

B委員：ありがとうございます。

会長：他にご意見ございませんでしょうか。

C委員：事業ナンバー74番について質問させていただきます。保育園等が民営化することになった、牛津ですが、こども園こどもの森として民営化を行うにあたって、保護者団体の方々の強固な反対もあったけど押し進めていただいたおかげで歳出は削減できたという

ことが数字としてここに上がっています。今後、平成 29～30 年度に芦刈幼稚園や岩松保育園の民営化が決定したということで、対象となる保護者団体からのご意見等はスムーズにいらっているのでしょうか。ただ歳出を削減するのみじゃなく、サービスやいろいろな面でメリットはどのように表れているのか、お伺いいたします。

教育部長：教育部長です。牛津を民営化した際は、初めての民営化ということで保護者も不安な所があっといういろいろと意見があったと思います。今回、再編計画、幼稚園含めた計画を作り直しております。その際に、一番目として平成 29 年度から芦刈幼稚園、これは保護者説明会を行っております。また平成 30 年度の岩松保育園も、民営化はまだ先ですけれども保護者説明会を行っております。芦刈幼稚園の保護者さんについては平成 26 年度から数回保護者説明会を行っている状況です。今回は、牛津の例もあり、芦刈幼稚園の場合の移管先として芦刈保育園さんを考えておりますので、地元で長く保育事業をされている方でいまのところ反対という意見は聞いておりません。心配な事もいろいろあると思いますが、そこは保護者、保育園の事業所と打合せを今後進めていく状況です。以上です。

会長：ありがとうございます。事務局にお尋ねしますが改革プラン以外の取組の説明もこの後されますかね。二つ目に書いてありますけれども。

事務局：その前に財政状況の説明をしようと思います。

会長：そしたら、3 次のプランに関係しますので、事務局からの説明を受けた後にまとめてご質問受けたいと思います。

● 【財政状況、事務事業の改善見直し、行政サービスの提供】について （事務局より）
（質疑）

会長：はい、ありがとうございます。それでは 2 次につきましてご質問がおありの方は。

D 委員：失礼します。事業ナンバー 66 番の周産期・小児科医療の充実のところですけども、皆さんご存知のように小城市民病院の前には民間の大きな病院が間もなく開業という形で今建設中ですけども、それに関連しまして小城の市民病院は今後、小城市としてどういうお考えを持ってあるかということをお伺いしたいです。と、もう一つですね事業ナンバー 79 番の旧牛津の牛津庁舎の跡地で議会棟を、牛津公民館として改修されておりますけれども、もうひとつ北の方に現行に公民館ということで使用させていただいてある建物があるかと思っておりますけれども、それを一括して公民館の旧議会棟の中で収容をするということは難しい事でしょうか。手狭ということで 2 つ現存するというお考えでしょうか。

市長：はい、じゃあ私の方から市民病院のことについて、お答えします。間もなく 9 月にひらまつ病院さんのほうが開院されます。今後の市民病院のあり方として、基本的に市民病院は必要と思っております。というのは今、外来者数が年々増えてきております。ですから、それだけ市民病院の安心感といったものがあり、市民にとっては無くてはならない病院であるという風な認識をもっております。しかしながら同じことをやっても共倒れになりますので、自治体病院として必要性があって市民の皆さんから利活用される病院とし

て、どういうものを目指して持続していくのかということが今後の課題になります。それについては現在、病院と市の方でもいろいろと検討し、新しい自治体病院の可能性というのをしっかりと見据えながら考えていくべきじゃないかなというふうに思っております。以上です。

教育部長：続きまして私の方から 79 番の牛津庁舎の議会棟の事について説明したいと思います。委員さん言われるとおりに現在、議会棟は改修中で牛津公民館のほうになる予定でございます。現在利用している北の方にあります別館といいましょうか、そこと統合できなかったのかというご意見ですけれども、検討していく中で各種団体の利用状況、現在北の別館には図書室も入っております。図書室も現在手狭で子どもさんのスペース等もなかなかとれない状況であります。今度できたら図書館も移るようになっておりますけれども、そういった状況で図書館の問題や各種団体利用問題、またこの牛津については楽器の演奏のクラブもありまして練習とか楽器の保管等の問題もあって、今回は北側の現在の公民館も残すようになっております。以上です。

D委員：ありがとうございます。

病院の件ですけれども、個人的な考えですけれども特徴ある病院にするという発想の中で、病院っていうのは病気の人を治すところではありますけれども、その前に健康な老人というか健康な体をつくるというのに目をつけて健康管理、健康な体にする教室、老人でも健康で長生きできる健康な体作りをする施設という発想で、そういう施設があってもいいかなと思ったりもしたので。余談です。ありがとうございます。

市長：ありがとうございます。

会長：はい。ありがとうございます。他にございますか。

はい。そうしましたら、第 3 次改革プランにつきましてご説明をお願いいたします。

● 第 3 次改革プランについて（事務局より）

（質疑）

会長：はい、ありがとうございます。非常にかけあしのご説明になってしまいましたが、ここは大事なところだと思います。いまここに出てきているプランは小城市のほうから出てきているものだと思いますので、委員として内容を聞いてみたいとか、このあたり弱いから是非ともプランに入れるべきじゃないとか、忌憚のないご意見をお聞かせいただけたらなと思います。ご意見おありの方は宜しくお願い致します。

E委員：はい。第 2 次の総括の関係との関わりもありますけれども、第 2 次では事業ナンバー 48 番の『税と税以外の市の債権の徴収体制、滞納整理の一元化』で、第 3 次で項目は違いますが市税収入の確保というふうな形で入っております。第 2 次では関係各課横断的な連携という風な事で、税収を確保していくためには生活困窮者支援法との関わりといたしますか、納税できる人をどう増やすのか、世帯含めて低所得者という方々に、職についてもらう支援をしていく、そういうことをもって結果的に税収確保に結び付けていく、

という視点が法律の趣旨からしても第 3 次の中でも活かすべきじゃないかと思っております。その視点がこの 39 番（第 3 次）の中には無いのではと思っております。そのお考え方についてお聞きをしたいと思っております。

それと第 2 次でも出ましたけど保育園・幼稚園のあり方の検討も 51 番（第 3 次）に今回もあがっていますけれど、他の市町の状況等を見ましたら、例えば認定こども園であるとか公営を民営化した後の、その幼稚園の運営とか職員の処遇とか幼稚園の教育や、子どもたちに対する教育とか思想とか、そういうのを自治体としてどうチェックするかといいますか、機関なり機構なり権限なりがあるかどうかで不安になるところがありますよね。認定こども園になった中で職員がハードになって、こども子育ては重要な課題だといわれながらも、そこで働く人たちの条件や運営みたいなところには、あんまり目がいていないというところがあります。そうしたら結果的に子供たちの教育の関係、育ちに影響してくる面もあるのではないかと、思います。そういうところでの行政の関わりをもっと高める必要があると思っておりますので、そのへんの民営化、あと自治体の保育・幼稚園等々への関わりの問題を少し盛り込んで頂きたいというふうに思っております。

教育部長：いくつか質問ありましたけれども保育幼稚園の方からお話をさせていただきたいと思っております。民営化したのは、牛津保育園と実績としては 1 つですけれども、その後公立から離れて私立ということになるのですけれども、委員さんの言われた処遇、職員の処遇改善ですね、ひとつの項目がありました。これについては国県の補助事業を活用しまして私立の保育園には実質、賃金の支援を行っております。公立から私立になっても私立をうまくしなさいということじゃなくて、牛津保育園さんの場合は民営化後 1 年か 2 年目に 2 回ぐらい保護者アンケートを実施されたと記憶しています。そこに基づいて第三者評価委員というものを作り、民間の委員さんと民営化についての検証を行っているところです。それと子どもさんの関係ですが小城市では公立私立幼稚園保育園含め、すべてに垣根が無く保育士・幼児教育の研修会を行っております。年 10 数回行っていると思っております。参加者もかなりいらっしゃると思っております。そういった状況で小城市の保育の保育士の資質向上のため、それが子どもたちへのサービスの提供となっていくと思っております。そういったことを現在行っております。以上です。

福祉部長：それでは生活困窮者の納税というところでの話だったと思っております。現在、平成 27 年度から生活困窮者に対する相談体制というのを取っております。生活保護の係の方で、やっていますが、まず保護にならない様に事前の相談を行っていききたい、それからハローワークと協働体制を取っており、ハローワークにこちらの方に来ていただいて、そういった方たちと直接お話をさせていただいています。そうして、生活困窮者だけでなく生活保護を実際に受けられている方についても保護からの脱却ということで、就労年齢にある方については、就労の紹介、相談に乗るといったようなことをやっております。ただやはりどうしても、保護なり困窮者の方については、それなりの事情、要件の事であってみたり家庭の事であってみたり、就労時間とかフルでできないとか、いろいろ事情がございます。そ

れに合った内容で適したものを選んでご相談を聞いているというところです。以上です。

E 委員：それはよく解りますけども、もう少し大きな視点で、納税者層をどう増やしていくのかの基本的な考え方などが、このなかでは読み取れないなという事です

福祉部長：納税相談でおいでになったときに、生活困窮の相談においでいただき、横の連携も税務課と取っていますが、生活困窮の方がすぐに税金に繋がるような仕事というのが、なかなか難しいという状況でございます。そういったことも、こちらの方には書いておりませんので。

E 委員：まえば係の連携みたいなことで、税金アップを図っていくという項目になっていたのですね。今回は、それは終了して市税収入を確保という、そういった表現は盛り込まれていないので、聞きたかったということです。

市民部長：市民部の方からお答えをしたいと思います。徴収部門の連携というところで市税としては生活困窮者、納税者の状況の把握をしております。そういう点では徴収部門との連携を図りながら生活困窮者について、それ以上の徴収を行うことで更に生活困窮して生活できないとなるといけないので、そこについては執行停止をかけるというような徴収を停止するという措置をしております。そういう情報連携を取っている中で現在行っておりますので3次のプランとしてはあげていないということでございます。

F 委員：いろんな資料があつて見させてもらって説明を受けたのですが、行政改革によってコストダウンすることについては詳しく述べられてみえるのですね。ただし、コストダウンと同時に税金を収めるということに関しては、殆ど、わたくしが感じる面ではないですね。で、この財政状況、会計状況のバランスを見ても、近い将来キツイ財政状況になるのではないかという危機感があります。そうなったとき、やっぱり収入を増やす事業を行政改革の中でも方向性を出しとかなきゃいかんと。そのためには定住人口・交流人口それから企業の誘致そういうものにきっちりですね方向性を出しとかないと将来的な収入増の目標が何も無いというかたちになるのではないかと、だからきっちり目標として改革の中に盛り込むべきじゃないかと私は思います。それがなにかというと、施策面になるかもしれませんが。この10年小城市が発足して企業誘致がほとんど進んでない。進んでないということは定住人口及び交流人口が増えていないということです。合併した当初からしますと人口は約1,000人マイナスになっておると、こういう状況の中で、やっぱり定住人口や交流人口を増やして企業の産業活動が小城市内で行われることを願って、税金は自然的に伸び率を予測できるというふうに思います。そうすると財政的なものもからしても行政改革の中に取り入れていく部分はかなりあるのではというふうに、説明を受けた段階で感じましたので、具体的な説明は要りませんが、最後になりましたので、一言だけお話をさせていただきます。

会長：はい。ありがとうございます。では、小城市様の方から、市長をお願いします。

市長：はい、じゃあ今のF委員さんからのご意見につきまして私の方からお答えをしたいと思います。大卒でお話をしたいと思っておりますけれども、小城市が合併して10年たって11

年目に入っているわけですがけれども、この 10 年間である程度大きな基盤整備というものの等々についてやってきたというふうに思っております。ただ、下水道関係のたいへん大きな事業がまだ継続中でありまして。そういった中で今、委員がおっしゃったように、企業誘致、定住人口という地域に住んでもらう定住の施策については今まで我々も問題意識をもって個々に対応をしていたわけですがけれども、いま国の方が昨年からは総合的に考える地方創生というかたちでの戦略をしっかりと作るべきだということで、27 年度は私どもも地方創生の地域戦略の策定に入っているわけですので。私も、2 年ぐらい前から地方創生の柱的な部分であります資源磨きということも訴えてきておりますし、27 年度が地方創生、要するに交流人口を、定住人口ですね増やししながら人口増、雇用といったものを含めた総合的な戦略を 27 年度に策定をしたいと考えております。以上でございます。

会長：はい、ありがとうございます。自分も不勉強で引き続きの質問ですが、いまの F 委員のご意見は、計画プランに反映をしていただけたらということだと思います。内容によりましてはプランに織り込むものと施策的なものと事務レベルの事とか、取り扱いがあるかと思っております。前向きにプランに織り込める分は織り込んでいきたいのかというあたり、お聞かせいただけたらと思います。

企画政策課長：企画政策課の方からお答えします。いま、この改革プランのベースになっているものが第 3 次の行政改革大綱で昨年度作られております。これに基づいて、大綱を実現する具体的な改革プランを今回お示ししている所でございます。F 委員の言われたところは、大綱の中の 4 番：持続可能な行政運営の推進の中の①自主財源の確保というところにあたり、そこを積極的に、例えば定住人口、交流人口の増、あるいは企業誘致というような事業で改革プランをしていったらどうかという意味合いが含まれていたかと思っております。その部分については市長が先程申し上げましたように地方創生という総合戦略の中で具体的な事業を盛り込んでいくと。その定住交流人口の増ということで人口減少、あるいは少子高齢化社会に対して対応していくという部分については別の戦略をもって、それを目的にした具体的な戦略を打ち立てていきたいということでございますので、今回このなかでは盛り込まずに総合戦略の方で明確化していきたいと考えております。以上でございます。

会長：はい。ありがとうございます。それでは他にご質問ご意見などお願いいたします。

G 委員：小城の市税の去就に対してインターネットで見えていますと小城市は素晴らしいという項目が出ておりました。その内容が 93 億 4 千万ですか、この収入増になっているのだと思っております。非常に素晴らしいことで良いのですが、ふるさと納税推進に対して今後どのような計画を立ててらっしゃるのかというのをお聞かせいただきたいというのと、収入に対して確かに前に広告を張り出しますと、例えば回覧板みたいなものに広告を載せるとかという話を聞いたような記憶がチラッとあるのですが、そういう市が所有されている設備を冠企業っていいですか、名前を付けるとか、例えば市の広報に広告を載せるとか、そういうふうなことに関しての記載がありませんので、そのへん何かお考えでしたらお知らせいただきたいと思っております。

企画政策課長：企画政策課のほうからご説明いたします。まず、ふるさと納税の今後について、昨年度ふるさと納税の考え方について少し見直しをして寄付をしていただく方に小城市の特産商品をお送りするというので取り組みをさせて頂いております。その結果、昨年につきましては5億1千万ほどの寄付をしていただくという数字になっております。その取り組みについては今年度も続けて行っておりますが、昨年度を上回る寄付が行われている状況でございます。この寄付が非常に伸びたというのはインターネットという新しい通信媒体を活用して全国の興味がある方に小城市の魅力をお伝えするということができるのではないかとこのように考えております。小城市のC I（コーポレート・アイデンティティ）戦略と申しますか、小城市の魅力を全国に情報発信するというインターネットというのは非常に有効であり、また小城市の商品をお礼に差し上げるということも非常に魅力になっておまして、この事業展開はより積極的に行っていくべきではないかと考えております。つづいてその他の広告についてですが、今回は事業ナンバー42番（第3次）に雑誌スポンサー制度の導入、これは図書館の方で行うようなカバーに広告を掲載することによってスポンサーを募っていくと、あるいは巡回バスに広告を設けて広告収入を得る、その他市報やこの庁舎も玄関の案内のところに広告スペースを設けて広告収入を得ています。また小城駅の駅舎の中にも広告スペースを設けております。小城市の中でも業者の方に活用していただいて広告収入を得るといふようなことで前向きに取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

会長：司会が慣れなくて延長しております。第3次プランについて、これだけはお話しをしておきたいなどありましたら最後、どなたか。よろしかったでしょうか。

それでは今後につきまして、お話しただけならと思います。

企画政策課長：この議論の中で皆様のご意見を今後の展開としてどういうふうに考えるかということですが、この行政改革の委員会につきましては改革プランの進捗管理ということで年に1回程度予定をさせて頂いております。それで第3次の改革プランの内容について個別に、今いただいた意見につきましては主管課や関係課のほうと協議をいたしまして内容について表現を変えたいとか方向性を変えたいという判断になりましたら個別に委員の皆さまにご連絡を差し上げていきたいと思っております。

会議という形で新たに開催するという事は考えておりませんので個別に協議をさせて頂ければと思います。以上です。

会長：はい。ありがとうございます。まず2次の方の公表をなさるかと思っております。今日委員の方からお話がありましたように公表の仕方によっては何を強調されるのかよく解らなかつたりしますので、もう一度ご検討いただいて公表の仕方を解りやすく小城市が一番として言いたいことといたしましうか、その点整理をしていただいて公表をして頂いたらと思います。第3次につきましても委員のほうからも話がでておりました、もっと上位概念の法律できちんとやるということもあれば、2次に実施してきたことを今後もやるけれどもプランとしてはあげていないというものもあるかと思っております。重要なものにつつまし

では市の職員の皆さんが、きちんと理解していただいて、プランにあがっている・あがっていない関係なく、先程の収入の増加とかいう話の点でも思ったのですが、十分ご認識頂いて論議にあたっていただけたらなというふうに思っております。あと内部でご議論なされる中で委員のほうに聞いてみたいとかがあれば個別にご連絡いただいてもいいかと思えます。よりよいものにしていくためにということで私どもも願っておりますので必要があればご連絡いただけたらなと思っております。

それでは司会の方、いったんマイクをお返ししたいと思います。これで閉めてよろしいですか。

企画政策課長：はい。ありがとうございます。今日の会議については資料説明の方に時間を割いてしまって、皆さまの議論の時間が少し足りなかったのかなと反省をしております。今後、もう少しわかりやすい資料をつくり説明をさせて頂ければと思っております。それでは今日の議論を踏まえ、また個別に対応をさせて頂きたいというふうに考えております。

今日は大変、予定の時間を超過いたしまして申し訳ございません。これをもちまして平成27年度第1回小城市行政改革推進委員会を閉じさせていただきたいと思えます。大変おつかれさまでした。